

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年9月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

国民年金関係	2件
--------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600051号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2600005号

第1 結論

昭和63年4月から平成元年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年4月から平成元年10月まで

請求期間について、昭和63年4月又は同年5月頃に、姉がA市役所で私の分の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、姉が家族の分と一緒に口座引き落としにより納付してくれたが、年金記録では未納期間と記録されているので、納付した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の姉は、昭和63年5月にA市役所で請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求者の請求期間を含む昭和63年4月から平成2年4月までの保険料は、他の家族の保険料とは別に、毎月、A市役所の窓口で納付したと陳述している。

しかしながら、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前の期間であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者の国民年金番号(*)は、その前後の番号の被保険者資格取得状況調査により、A市において平成3年7月頃に払い出されたものと推認でき、オンライン記録においても、請求者が昭和63年4月1日に被保険者資格を取得し、平成2年5月1日に喪失した旨の処理を平成3年7月15日に遡って行っていることが確認できる上、オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対し別の国民年金番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続きは平成3年7月頃に初めて行われたと考えられ、請求者の姉の陳述と加入手続きの時期が相違している。

また、請求者の国民年金番号が払い出されたと推認される平成3年7月の時点では、請求期間のうち昭和63年4月から平成元年5月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、オンライン記録によると、請求期間に引き続く平成元年11月から平成2年3月までの期間の保険料は、A市に現年度納付したのではなく、過年度保険料として遡って納付したことが確認でき、請求者の姉の陳述と保険料の納付状況が相違している。

このほか、請求者の姉が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者

が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600054号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2600006号

第1 結論

平成6年7月及び同年8月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年7月及び同年8月

平成6年7月又は同年8月にA社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行うと同時に国民年金保険料を2か月分納付した。

しかし、年金記録では、保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成6年6月に勤務先を退職する際、事務担当者から、次の職場に勤務するまでの2か月間について、自ら国民年金の加入手続をするよう説明されたため、平成6年7月又は8月にA社会保険事務所で国民年金の加入手続を行うと同時に、同じ窓口で請求期間に係る2か月分の国民年金保険料を納付したと陳述している。

しかしながら、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前の期間であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者番号を基に付番されており、オンラインシステムによる氏名検索のほか、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、請求者が請求期間当時に国民年金の加入手続を行った状況は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金の記録は、平成12年5月19日に初めて入力処理され、その際、請求期間についても、遡及して被保険者期間として記録されていることが確認でき、当該入力処理された時点において、請求期間に係る保険料は時効により納付することができない。

さらに、A年金事務所は、平成14年3月以前は、被保険者が住民登録している市町村に対し国民年金の加入手続を行うこととされており、現年度保険料を社会保険事務所において納付することはできなかった旨回答していることから、請求者の陳述と符合しない。

加えて、請求者が請求期間当時に住民登録していたB市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は保存していない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。